

# 「人権尊重のまち鳴門」をめざして

## 部落差別と人権 ③

市教育委員会生涯学習人権課  
市役所人権推進課

☎0888・6866・8803  
☎0888・6841・1488

### 確かな行動をすること が大切

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまち鳴門」の実現を目指して、学校教育および社会教育を通じて、人権教育を積極的に推進しています。

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。法が成立した意味を市民一人ひとりが積極的に受け止め、今一度「部落差別」について考えることができるよう、8月号より連載を行います。

まず、今なお残る部落差別について、「正しく知ることが大切」（8月号）であり、そして、一人ひとりが部落差別について、「じっくりと考えることが大切」（9月号）ということをお伝えしました。

最終回の今号では、部落差別を解消するために、『確かな行動をすることが大切』ということをお伝えします。

**Q1** 差別的言動に出合った場合、私たちは、具体的にどのような行動をとればよいのですか。

**A** 結婚差別や就職差別など、被差別部落に対する差別的言動を見たり、聞いた際、私たちが差別に立ち向かい、ただちに「注意する」、「止める」などの行動がとれるように、口頭から部落差別について、正しく知って、じっくりと考えておかないと、何もできないことも考えられます。一人で立ち向かう勇気を持っていない場合もあります。

しかし、何もしなければ、部落差別はなくなりません。差別的言動に出合った時、

『安易に同調しない』、『肯定しない』、『相づちを打たない』なども確かな行動の一つです。『部落差別は、絶対まちがっている、そんなことをしたり、言ったりするのはやめて、一緒になくしていこう』と胸を張って言え、正しいことを伝えられるように私たちは「部落差別と人権」について学び続け、人権尊重意識を高めていく必要があります。

**Q3** インターネットを利用する際に気をつけることはありますか。

**A** 情報化社会の進展に伴い、インターネットには情報があふれています。私たち一人ひとりが、根拠のない不確かな情報に振り回されず、正確な情報を見極める力をつけなければなりません。また、匿名性を利用した個人への誹謗・中傷などは、絶対にしてはけません。

**Q2** 私たちが、当たり前と思っている生活習慣と部落差別は関係がありますか。

**A** 昔からのしきたりや慣習について、一人ひとりが見直していくことも、部落差別の解消へとつながってきます。部落差別は、差別される理由も根拠もないも

のです。そのようなものは、私たちの日常生活の中にしきたりや慣習という形で入りこんでいます。

例えば、「血液型で性格が決まる」とか「数にまつわるいろいろなかだわり」などがそうです。全く科学的根拠のないものを信じることは、部落差別の温床になってしまふ恐れがあります。今一度、私たちの生活の中にそのようなものがないか点検し、改めていく必要があります。

### 連載のまとめ

部落差別について正しく知り、自分の問題としてじっくり考えた上で、部落差別の解消に向けてどのように具体的な行動を取っていくのかということを考えてきました。

差別を解消するということは、言い換えれば人間同士お互いを尊重し、認め、豊かなつながりを築いていくということに他なりません。

豊かなつながりを築いていくために、自分自身にできることを考えて、実行していくことが大切です。例えば、『周囲の人々に気持ちのよいあいさつを毎日励行する』といったことも、具体的な行動の一つになります。

このような確かな行動の積み重ねが、一日も早い部落差別をはじめ、あらゆる差別のない「人権尊重のまち鳴門」の実現へとつながっていきます。

一人ひとりがお互いを尊重し、認め、豊かなつながりを築いていきましょう！

